

町有財産（不動産）を次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年1月18日

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 一般競争入札に付する物件

別紙のとおり

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び箱根町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条に該当する組織及びその構成員でない者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- (4) 日本語を完全に理解できること。
- (5) 箱根町が定めるガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (6) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (7) 入札参加申込受付期間中に入札参加申込みをした者
- (8) 入札保証金を納付した者

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公売システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み（本申込み）は、仮申し込み手続きを完了した後、令和5年2月6日（月）17時までに所定の申込書により箱根町財務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに町が定めた入札保証金を納付すること。（郵送の場合は、令和5年2月6日（月）消印有効。）

4 入札に関する情報を示す期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年1月18日（水）から令和5年3月6日（月）まで
- (2) 場 所 箱根町ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）及びインターネット公売システム

5 現地説明会を行う場所及び日時

現地説明会は行いません。

6 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公売システム上
- (2) 入札期間 令和5年2月20日（月）13時から令和5年2月27日（月）13時まで
- (3) 開 札 令和5年2月27日（月）13時から

7 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公売システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、箱根町が定めた入札保証金を指定された納付方法（クレジットカードによる納付、箱根町の指定した口座への銀行振込による納付又は箱根町へ持参）により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引落しを行わない。
- (4) 箱根町の指定した口座への銀行振込により納付された入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (5) 落札者が、箱根町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は箱根町に帰属する。

9 契約の締結

落札者は、令和5年3月6日（月）17時までに、箱根町が定めた契約保証金を納付のうえ契約を締結しなければならない。

10 売払代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、令和5年3月6日（月）17時までに、箱根町が交付する納入通知書もしくは、箱根町が指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を令和5年3月13日（月）17時までに、箱根町が交付する納入通知書もしくは、箱根町が指定する口座への銀行振込により納付しなければならない。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（箱根町インターネット公有財産売却システムガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

12 落札者の決定の方法

入札期間終了後、箱根町は開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

13 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所
の用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない、当

該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (5) 上記(1)及び(2)における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

14 その他

- (1) 開発（建築）などに当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令等により、規制がある場合があるため、落札者はこれら法令を遵守し開発（建築）等を進めなければならない。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。